

第29回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月14日(金) 午前9時30分から午前9時50分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(19人)

農業委員

2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	福原	英樹
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(3人)

農業委員

1番	田村	尚利
4番	小林	勉
8番	藤本	準一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第4条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第 29 回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は 9 名、農地利用最適化推進委員 10 名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、2 番、河村 晴夫 委員、3 番、出穂 真奈美 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

総会議案の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は 1 件です。

農地法第 4 条に基づく許可申請は、農地の所有者本人が自己の目的のために農地転用する場合となります。

4 条許可は 5 条許可と同様、農地転用を農業委員会の許可制とすることで、優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としております。

総会議案の 1 ページとあわせて A 4 横の「10 月分光市農業委員会議案位置図」の農地法第 4 条番号 1-1 と番号 1-2 を、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それではご説明いたします。

今回の申請農地は浅江地区内にあり、浅江出張所の北東約 2 km に位置する 1 筆で地目は畑、面積は 763 m² のうちの 311 m² の部分についてです。

申請地について、申請者の宅地につながる進入路及び駐車場を確保するため農地転用の申請がされたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして本日机の上にお配りしましたA4縦のホッチキス止めしてあります「議案第1号参考資料」の1ページ中ほどの(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。まず、ア立地基準からです。

それでは(ア)「農地の区分」についてです。

当該農地は、約15ヘクタールの農地の一団に含まれており、第1種農地に該当します。

第1種農地についての農地転用は原則認められませんが、農地転用の例外として、農地法施行規則第35条第5号に基づき、既存宅地等の敷地の拡張については農地転用が認められております。なお、拡張面積が妥当か判断する際には進入路の面積は含まれません。

今回の場合、既存宅地の面積が570.63㎡、このうち敷地拡張として農地転用が例外的に認められるのが2分の1の285.315㎡です。

今回申請があった311㎡の内、106㎡が進入路となっています。進入路を除いた部分が205㎡となり、285.315㎡以下であるため、農地転用の例外に該当する案件となります。

参考として、資料の5ページに農地法施行規則第35条を抜粋しておりますのでご参照ください。1から6までが農地転用の例外となるもので今回は5が該当いたします。

それでは今見いただいている参考資料の2ページをご覧ください。

ここからは、イ一般基準についてです。農地転用の実施について、その確実性や周辺農地への影響等について審査いたします。

まず(ア)「転用の目的」ですが、今回は隣接宅地の進入路及び駐車場のためということであり、問題ありません。

次に(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書等から、問題ありません。

次に(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳を確認しましたが貸借等の関係もなく、これには該当いたしません。

続いて(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当する許可等はありません。

次は(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回の申請は申

請者が現在住んでいる隣接宅地についての進入路及び駐車場のためということであり、問題ありません。

次に（キ）「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当です。

続いて（ク）「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、事業計画書・被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である 12 番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長

12 番委員からの補足はありません。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局

つづきまして、議案第 1 号番号 2 についてご説明いたします。

総会議案の 1 ページと、「別紙位置図」の農地法第 4 条、番号 2-1 と番号 2-2、をご覧いただけたらと思います。

申請者は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字岩田地内の大和支所から南西約 1 km に位置する 2 筆で登記地目はいずれも畑、面積は合計 58 m² の農地です。

ここで「別紙位置図」の番号 2-2 をご覧ください。番号 2-2 の右

下に申請地拡大図を添付しておりますが、このうち③は9月の総会で5条転用許可申請について審議いただき、自己用住宅の建築について許可が出ております。

今回の農地転用申請者は申請地拡大図の④にお住まいの方で、もともと①②③を一筆の農地として所有し管理しておられましたが、この度①②③に分筆し、住宅建築の手続き上、早めの処理が必要であった③について先に農地転用申請が提出され先月許可となりました。

今回の農地転用申請は④に現在建っている住宅が③との境界線ギリギリに建っていたため、隣接地と適切な距離を確保するため、①部分を30㎡宅地に転用し、

また、④の宅地への進入路がややせまくなっていることから②部分28㎡を進入路の一部に転用しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第1号参考資料」の3ページの上のほう(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

それでは3ページのなかほど、(ア)「農地の区分」についてです。

当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地と判断します。

なお、第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については隣接宅地を所有する農地所有者が自己用住宅の敷地拡張及び進入路として利用するための農地転用であるため問題ございません。

ここからはイ一般基準です。農地転用の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まずイの(ア)「転用の目的」ですが、敷地拡張及び進入路のためということであり、問題ありません。

次に(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

次に(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて4ページをごらんください

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、申請者の所有する隣接地について敷地拡張及び進入路とする計画であり、問題はありません。

さらに(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であり問題ありません。

続いて(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、事業計画書・被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である11番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 11番委員、補足説明をお願いします。

11番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたします

た。

つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙のA4横の「令和4年度7号」の「光市農用地利用集積計画書」をお願いします。こちらの裏面をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

新規が2件3筆で面積は6,270㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

つづいて事務局より報告事項につきまして説明をお願いします。

事務局

つづきまして、報告事項の1号及び2号を一括して説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は2件でした。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は3件でした。

内容については記載のとおりです。

地区担当の委員さんを含めた3名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長 只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

議長 以上で、第29回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年10月14日開催の第29回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____